

⚠️ 個人間譲渡での注意点 ⚠️

✓ 「たくす人」が確認すること

- 動物愛護管理法(別紙)に目を通し、法律を理解しておくこと。また相手にその法律を説明しておく。
- やり取りの中で、引き取り相手が誠実に応対してくれているか気を付ける。
- 相手の身分証明書を確認させてもらう。連絡先を教えてくれるか。
- 飼育経験があるか、飼育ができる知識があるか。
- 万一、飼えなくなった時の対処方法は決まっているか。
- ペットが病気になったとき、適切な治療を受けさせられる経済状況か。
- ペットが飼育できる住宅に住んでいるか。規約により頭数制限や飼育制限はないか。
- すでに飼われているペットはいるか。いる場合、不都合はないか。
- 本人や同居の家族に同意を得ているか。本人や家族に動物アレルギーなどがないか。
- 受け渡し時に必要となる交通費等の経費について、事前に決めておく。
- 必要に応じて譲渡契約書などを作成する。インターネット上でひな型を入手する。
取り決めに違反した際の返還条件を決めておく。

✓ 「むかえる人」が確認すること

- 動物愛護管理法で定められた販売時重要事項の内容と同等の確認をしておく。
- やり取りの中で、相手が誠実に応対してくれているか。
- 相手の身分証明書を確認させてもらう。連絡先を教えてくれるか。
- 飼えなくなった理由は妥当なものか。
- ペットの健康状態やその処置状況を確認する。
- 受け渡し時に必要となる交通費等の経費について、事前に決めておく。
- 必要に応じて譲渡契約書などを作成する。インターネット上でひな型を入手する。
取り決めに違反した際の返還条件を決めておく。

動物愛護管理法

動物の愛護及び管理に関する法律

第七条第四項(動物の所有者又は占有者の責務等)

動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

法に基づき、以下の場合、動物愛護管理センターでは 飼い犬・飼い猫の取り引きは行いません。

- 一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 二 引取りを繰り返し求められた場合
- 三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- 五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- 六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合